

標準報酬料金表

■ 顧問契約：報酬料金の基準は会社規模に応じて下記の通りとなります。

※価格は月額・消費税別表示です。

従業員数	経営労務顧問（伴走型サポートプラン）	労務・手続き相談顧問（基本プランB）	労務相談顧問（基本プランA）
4人以下	20,000円	15,000円	10,000円
5～9人	30,000円	20,000円	10,000円
10～19人	40,000円	25,000円	15,000円
20～29人	50,000円	30,000円	15,000円
30～49人	60,000円	40,000円	20,000円
50～69人	80,000円	45,000円	25,000円
70～89人	100,000円	55,000円	30,000円
90人以上	別途協議		

※従業員数は事業主以外の全ての従業員（有期雇用・パートタイマーを含む）の合計人員数です。

■ 顧問契約の業務内容

業務内容	右記業務に加えて：	右記業務に加えて：	労務管理、労働社会保険に関する相談・助言・情報提供などのアドバイス業務（個別の申請等の相談は含みません）
	労務コンプライアンス、経営労務改善、雇用/人事制度、多様な働き方対応に関する相談・助言・診断・提案などのアドバイス業務 ・月1回程度の事業所訪問打合せ ・メール相談は随時対応	労働社会保険諸法令に基づく申請等の手続き及び帳簿書類作成に関する個別相談・助言などのアドバイス業務 ・月1回程度のオンライン打合せ（このうち、年3～4回は事業所訪問） ・メール相談は随時対応	・月1回程度のオンライン打合せ（このうち、年1～2回は事業所訪問） ・メール相談は随時対応
主な業務	右記業務に加えて： ・労務コンプライアンス診断（年1回）、就業規則診断、賃金・退職金制度診断、人事制度診断、助成金診断（各診断は、現状把握と改善案検討のための簡易的な内容になります。） ・労務/雇用管理改善のための施策提案 ・雇用・人事制度・多様な働き方に関する相談、助言、提案	右記業務に加えて： ・労働社会保険諸法令に基づく申請等の手続きに関する個別相談、助言（申請書等の作成・提出代行は除く） ・法定帳簿作成及び給与計算の相談、助言（帳簿作成代行・給与計算代行は除く） ・労働基準法、労働安全衛生法等の労働諸法令に基づく届出等の相談、助言（届出等の作成・提出代行は除く） ・労使協定書の作成、届出（年2回まで）	・労働基準法や労務管理に関する相談、助言 ・労働時間管理に関する相談、助言 ・労災保険・雇用保険に関する相談、助言 ・社会保険に関する相談、助言 ・採用に関する相談、助言 ・社内規定の運用に関する相談、助言 ・法令改定に関する情報提供 ・労務管理に関するモデル書式の提供 ・助成金の情報提供 ・行政による調査に備えた一般的な社内体制整備の相談、助言

■ 顧問契約外の業務（一部は追加オプションにて対応可能）>

労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成・提出代行、法定帳簿作成代行、給与計算代行、裁判外紛争解決手続きの代理、給与の年末調整に関する相談・助言、健保組合への編入、就業規則の作成・届出、賃金規程の作成、退職金規程の作成、その他の会社規程の作成、人事等級制度・評価制度の策定、助成金申請代行、労働安全衛生法の許認可申請・届出、派遣事業・介護事業・その他の各種許認可申請、労災保険・健康保険の第三者行為災害届、行政による調査への立ち合い・事後対応、年金裁定請求